

介護予防支援事業所の指定申請に係る添付書類一覧

(この書類も提出してください。)

	申 請 書 及 び 添 付 書 類	申請者 確認欄	備 考	審査 チェック 欄
申請書	指定介護予防支援事業所指定申請書			
	指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項(付表)			
1	申請者の登記事項証明書又は条例等			
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1-1)			
	常勤職員の勤務時間に関する調べ(参考様式1-2)			
	就業規則の写し、組織体制図、資格証の写し、雇用契約書の写し又は誓約文			
3	事業所の平面図等(参考様式3)			
	外観及び内部の様子がわかる写真			
4	運営規程(料金表含む)			
5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(参考様式4)			
6	関係市町村及び他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容(参考様式5)			
7	介護保険法第115条の22第2項各号に該当しない旨の誓約書(参考様式6)			
8	当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧(参考様式7)			
9	介護支援専門員の介護支援専門員証の写し			
10	あきる野市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者に該当しない旨の誓約書(参考様式8)			

- 備考 1 「申請者確認欄」の該当欄に「○」を付し、添付書類等に漏れがないよう確認してください。
 2 添付書類については、申請時点の最新の書類を提出してください。

担 当 者 連 絡 先	
提出いただいた申請書類に記載された内容等について問い合わせをする際の担当者名と連絡先を記入してください。	
事業所名	
担当者名	
連絡先	(電話) (FAX)

従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

サービス種類(介護予防支援)

[illegible]

4 兼務がある場合は、兼務先及び兼務する職務の内容について、備考欄に記入してください。

(参考様式1-2)

常勤職員の勤務時間に関する調べ

(* 就業規則がある場合は、就業規則を提出してください)

1日あたりの労働時間－①

勤務日		～		曜日
-----	--	---	--	----

始業時間		時		分
------	--	---	--	---

終業時間		時		分
------	--	---	--	---

休憩時間		時間
------	--	----

計		時間(A)
		日勤務(B)

1日あたりの労働時間－②

勤務日		～		曜日
-----	--	---	--	----

始業時間		時		分
------	--	---	--	---

終業時間		時		分
------	--	---	--	---

休憩時間		時間
------	--	----

計		時間(C)
		日勤務(D)

休日

土曜日	
日曜日	
()曜日	
祝日	
会社の指定する日	

週あたりの労働時間

$$((A) \times (B)) + ((C) \times (D)) = \boxed{} \text{時間}$$

(参考様式3)
事業所の平面図等

事業所又は施設の名称	
------------	--

--

- 備考1 各室の用途を記載してください。
- 2 当該事業の専用部分と他との共用部分を色分けする等使用関係を分かり易く表示してください。
- 3 設備及び備品の概要を記載することとなっている場合は、本様式の余白部分に当該サービスの提供を行うために整備する備品等の品名及び員数を記載することで差し支えありません。

(参考様式4)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	
申請するサービス種類	介護予防支援

措 置 の 概 要	
1	利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
3	その他参考事項

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。
(日本工業規格A列4番)

(参考様式5)

関係市町村及び他の保健・医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容

事業所又は施設名	
申請するサービス種類	介護予防支援

措 置 の 概 要

1 関係市町村との連携内容

- ・サービス提供前の受給資格の確認等

- ・居宅サービス計画の作成等

- ・ 利用者に関する通知

- ・ 事故発生時の対応等

2 其他の保健医療・福祉サービス提供主体との連携の内容

- ・サービス提供困難時の対応

- ・指定居宅サービス事業者との連携

- ・介護保険施設との連携

- ・ 事故発生時の対応等

3 その他参考事項

(参考様式 6)

介護保険法第 115 条の 22 第 2 項各号に該当しない旨の誓約書

年 月 日

あきる野市長 殿

申請者 住所

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

印

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。（但し、申請者が法人である場合は、その役員等が下記の第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当しないことを誓約します。）

記

（介護保険法第115条の22第2項）

- 一 申請者が市町村の条例（※）で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五条の二十四第一項の市町村の条例（※）で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 五 申請者が、第百十五条の二十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五の二 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の二十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 六 申請者が、第百十五条の二十九の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六の二 申請者が、第百十五条の二十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五条の二十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六の三 第六号に規定する期間内に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

※ あさる野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第9号)

介護保険法施行令

(労働に関する法律の規定)

第三十五条の三 法第七十条第二項第五号の二(法第七十条の二第四項(法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第七十八条の二第四項第五号の二(法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。)、第七十九条第二項第四号の二(法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。)、第八十六条第二項第三号の二(法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)、第九十四条第三項第五号の二(法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。)、第百十五条の二第二項第五号の二、第百十五条の十二第二項第五号の二及び第百十五条の二十二第二項第四号の二の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百十七条、第百十八条第一項(同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。)、第百十九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。))及び第百二十条(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定並びに当該規定に係る同法第百二十一条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条(第四項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)

二 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定

三 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
(平二三政三七六・追加)

(参考様式7)

当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧

	氏 名	介護支援専門員登録番号	登録都道府県
①	フリガナ		
	氏 名		
②	フリガナ		
	氏 名		
③	フリガナ		
	氏 名		
④	フリガナ		
	氏 名		
⑤	フリガナ		
	氏 名		
⑥	フリガナ		
	氏 名		
⑦	フリガナ		
	氏 名		
⑧	フリガナ		
	氏 名		
⑨	フリガナ		
	氏 名		
⑩	フリガナ		
	氏 名		
⑪	フリガナ		
	氏 名		
⑫	フリガナ		
	氏 名		
⑬	フリガナ		
	氏 名		
⑭	フリガナ		
	氏 名		
⑮	フリガナ		
	氏 名		
⑯	フリガナ		
	氏 名		

備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

(日本工業規格A列4番)

(参考様式8)

あきる野市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに掲げる者に
該当しない旨の誓約書

年 月 日

あきる野市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者職・氏名 ⑩

介護予防支援事業所の指定申請者(当該申請者が法人である場合にあってはその役員等、法人以外の団体である場合にあってはその代表者、理事その他法人における役員等と同等の責任を有する者)、当該事業所の設置者、管理者その他事業所の業務を統括する者(当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)は、下記に掲げる暴力団員等にあらず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないことを誓約します。

また、事業所の運営にあっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等が運営に関与しないことを誓約します。

記

【あきる野市暴力団排除条例(平成24年3月30日条例第1号)】(一部抜粋)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

以上